

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 29 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年3月まで

私の国民年金保険料を母親が支払っていたことが分かったので、平成18年頃、社会保険事務所（当時）を通じて調査してもらった結果、申立期間の保険料納付の記録は無いとの回答であった。2年程前に兄と弟の未納とされていた期間の記録がいずれも納付済みに訂正されたと聞いている。母親が兄と弟の分の保険料を納付し、私の分だけを納付しないはずがない。私の名前のAはBと読むが、子どもの時からCと間違えられて呼ばれることが多かったのが原因で年金事務に間違いが生じたのかもしれない。

申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料をその母が納付していることが分かったので、社会保険事務所を通じて申立期間の国民年金保険料の記録を調査してもらったところ、記録は無いとの回答であったが納得できないとしている。このことについて、当委員会において調査した結果、オンライン記録には申立人の氏名に該当する記録は平成13年1月から15年6月までの納付記録しか存在せず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録も見当たらないものの、オンラインの氏名検索により調査した結果、申立人がよく間違われたという「D」という氏名（片仮名表記のみ）の記録（ただし、生年月日は申立人と9日違いの昭和18年*月*日）が存在することが判明し、この「D」に係るE町の「国民年金被保険者名簿」を確認したところ、「氏名」欄に「F」、「記号番号」欄に「*」、「生年

月日」欄に「昭和18年*月*日」、「資格取得年月日」欄に「昭和38年7月14日」、「資格喪失年月日」欄に「昭和43年4月1日」及び「住所」欄に「G地」と記載されており、資格取得時期及び資格喪失時期が申立期間と一致している上、当該「住所」は、申立人の除籍謄本に記載されている出生地と一致していることから、当該被保険者名簿及びオンラインの記録は申立人のものであると推認される。そしてこのオンライン記録では昭和38年7月から43年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料は納付されていると推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から42年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。国民年金の加入手続は父が行ってくれて、申立期間①の国民年金保険料は父が、申立期間②の保険料は私が納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているところ、申立期間①直前の昭和36年度の保険料は納付されており、申立期間①直後の38年度の免除申請手続は適正に行われたものと考えられることから、申立期間①の保険料が未納となっているのは不自然である上、申立期間①は、12か月間と短期間である。

また、申立人と同居していた申立人の母の国民年金保険料は、申立期間①は納付済みである。

2 申立期間②について、申立人が所持している国民年金手帳の昭和40年7月から42年3月までの期間の国民年金印紙検認記録には、検認済みのスタンプが押されており、かつ、申立人が所持している納付書・領収証書により、同期間の国民年金保険料が42年10月5日に過年度納付により納付されたことが確認できる。

なお、申立期間②のうち、昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、当該過年度納付をした 42 年 10 月 5 日時点で時効により納付できない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 40 年 7 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月から61年6月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年3月まで
② 昭和48年3月から49年3月まで
③ 昭和60年12月から61年6月まで
④ 昭和63年1月から同年3月まで

申立期間①及び②は母親がA区役所で加入手続をして、B銀行（現在は、C銀行）D支店かA区役所で納付していたはずであり、申立期間③及び④は元妻が加入手続をして元妻の保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、オンライン記録から、申立人が会社を退職した昭和60年12月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の元妻は昭和60年度の国民年金保険料を前納しているにもかかわらず、申立人が会社を退職した60年12月に申立人の元妻の被保険者資格を任意加入から強制加入に種別変更していることから、申立人の国民年金再加入手続が同月に行われたと推認でき、加入手続をしながら保険料を納付しないとは考え難いこと、及び申立期間④直前の62年4月から同年12月までが過年度納付されていることが確認でき、申立期間④のみ納付しないとするのは不自然であることから、それぞれ7か月、3か月と短期間である申立期間③及び④の保険料は納付されたと考えるのが自然である。

2 申立期間①及び②について、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和49年10月3日であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の払出日から、49年10月頃に払い出されたと推認できることから、申立人の加入手続は同月に行われたと考えられ、加入手続時点では申立期間①は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその母は既に他界している上、申立人も加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月から61年6月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

昭和52年3月頃、A市から国民年金の未納分の督促状が来て、市役所で未納の3年分を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き未納期間は無く、納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者名簿において、申立期間直前の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張と符合しており、納付意識の高い申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付したとするのが自然である。

さらに、申立期間前の昭和49年4月から51年3月までの期間について、A市の国民年金被保険者名簿において納付が確認され、未納から納付済みに記録が変更されており、行政の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

有限会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金

台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

有限会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社A提出の賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、有限会社A提出の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、65万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

有限会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社A提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、有限会社A提出の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

有限会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金

台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、55 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

有限会社Aから申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の平成16年夏季賞与に係る給料支払明細書及び有限会社A提出の賃金

台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 11 日

株式会社Aにおける平成20年夏期分賞与の記録もれがあったため、22年11月10日に会社からの賞与支払の届出を提出してもらったが、当該賞与額に相当する標準賞与額については、厚生年金保険料の時効のため、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成20年8月11日に支給された賞与に係る賞与支払明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年10月5日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までの期間が30円、同年4月から同年6月までの期間が240円、同年7月は360円、同年8月から同年12月までの期間が420円、22年1月から同年5月までの期間が570円、同年6月から23年7月までの期間が600円、同年8月から24年4月までの期間が1,500円、同年5月から同年9月までの期間が4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年8月31日から24年10月5日まで
高等小学校を卒業し昭和18年4月1日にA株式会社に就職した。その後、同社がB株式会社に吸収合併され、数人の同僚とともに同社の本社に異動し、24年10月4日に退職するまで継続して勤務した。ところが、社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社で19年10月1日から厚生年金保険の適用を受けたが、20年8月31日に資格を喪失したとする記録となっている。その後もB株式会社で継続して勤務していたのに被保険者期間の記録が抜けている。

間違いなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が作成した社会保険台帳及び事業主が発行した在職証明書から、申立人は、昭和20年8月31日に同社に合併する前のA株式会社の資格を喪失後、B株式会社において、24年10月5日に資格を喪失するまで継続して勤務していたことが確認できるとともに、事業主は、「社会保険

台帳の記録から、当時、正社員は全員社会保険に加入していたので、申立人は正社員であり、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたはずだ。」と供述している。

また、当該社会保険台帳によると、申立人の記号番号が「*」、資格取得日が昭和 18 年 4 月 1 日（健康保険）、退職日が 24 年 10 月 4 日と記載されている。

一方、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該社会保険台帳と記号は異なるものの番号が一致し、申立人と氏名及び生年月日が完全一致する被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録において、資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日（保険料徴収開始は 19 年 10 月 1 日）と記録され、資格喪失日は判読できないものの、23 年 8 月 1 日に法改正に伴う月額改定の記録が確認できる。これらの事実を踏まえると、申立人が 20 年 8 月 31 日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和 24 年 10 月 5 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 20 年 8 月から 21 年 3 月までの期間が 30 円、同年 4 月から同年 6 月までの期間が 240 円、同年 7 月は 360 円、同年 8 月から同年 12 月までの期間が 420 円、22 年 1 月から同年 5 月までの期間が 570 円、同年 6 月から 23 年 7 月までの期間が 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までの期間が 1,500 円、同年 5 月から同年 9 月までの期間が 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成8年3月31日から同年7月21日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年3月31日まで
② 平成8年3月31日から10年4月1日まで

有限会社Aにおける平成7年10月から8年2月までの標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額より低い金額になっており、さらに、10年3月末に退職するまで厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、被保険者資格喪失日が8年3月31日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成8年3月31日から10年2月20日までの期間について、申立人の保管している雇用保険受給資格者証において、申立人が、有限会社Aにおいて当該期間も雇用保険被保険者であったことが確認できる上、B組合は、申立人が8年5月1日から10年4月1日まで同組合員として国民健康保険の被保険者であったと回答している。

また、申立人が保管している有限会社Aが作成した平成8年6月及び同年7月のものと認められる給料支払明細書により、同年5月及び同年6月の厚生年金保険料が翌月控除（給与：20日締め、25日払い）として控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成8年3月31日から同年7月20日までの間において在職が確認できる唯一の同僚は、「申立人は、有限会社Aにおいて、自身と同職種に従事し、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成8年3月31日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、事業主により40万円の報酬月額を支給され、標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料（2万9,725円）を給与から控除されていたことが認められるところ、特例法に基づき、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によれば、有限会社Aは平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、商業登記簿謄本により、当該期間においては法人事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成8年7月21日以後の期間について、前述の申立人が保管している雇用保険受給資格者証により、申立人が有限会社Aにおいて10年2月20日まで雇用保険被保険者であり、9年9月以降も41万円の報酬月額を支払われていたことが推認できるものの、上述のとおり、同社は、8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を保管しておらず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より少ない記録となっていることに疑問があると主張しているところ、申立人が保管していた前述の給料支払明細書によると、申立人の給与支給額は、標準報酬月額 41 万円に相当しており、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）との差異が認められる上、同僚からも「給与が大幅に減ったことは無いのに、標準報酬月額が過少に申告されている。」との供述があった。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、平成 7 年 10 月の定時決定により 20 万円とされていることが確認できる上、当該記録に遡った訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、有限会社 A は、既に適用事業所ではなくなっており、元事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間①に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人及び同僚も、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料等を所持していない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を平成 16 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 18 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 社を平成 16 年 1 月 31 日で退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 1 月 31 日となっている。資格喪失日は退職日の翌日の 2 月 1 日のはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 16 年 1 月 31 日と確認できる。

しかしながら、雇用保険記録及び事業主の回答により、申立人が平成 16 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨規定されているところ、A 社から提出のあった健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書の写しにより、事業主は、当該規定に基づく申立人の育児休業期間（平成 15 年 4 月 2 日から 16 年 1 月 31 日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていることが確認できる。

したがって、育児休業期間中である申立期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 16 年 2 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 15 年 12 月のオンライン記録から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA株式会社に入社し、途中、同社の子会社（株式会社C）への派遣があったが、平成22年4月21日に同社を退職するまで継続して勤務していた。年金事務所の被保険者記録によると、被保険者期間に1か月（昭和49年5月）の空白がある。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出されたA株式会社に係る人事カード、退職証明書、退職者情報及び事業主の回答から判断すると、申立人が昭和48年4月1日から平成22年4月21日までA株式会社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA株式会社から同社の子会社である株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安

定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（平成9年5月から同年7月までは53万円、同年8月から10年12月までは59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を9年5月から同年7月までは53万円、同年8月から10年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年1月1日まで
株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額に遡って訂正されている。自分は取締役であったが、商品の仕入れ業務を担当しており、標準報酬月額が減額訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成9年5月から同年7月までは53万円、同年8月から10年12月までは59万円と記録されていたところ、11年4月21日付けで、9年5月1日に遡って10年12月までの間が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、経理を担当していた元取締役は、「当時、社会保険料の滞納額が多く全額を支払うことができなかつたため、役員の標準報酬月額を引き下げて滞納保険料の解消を行うよう社会保険事務所から指示され、やむなく独断で訂正処理を行った。」と供述している。

また、滞納処分票において、平成11年4月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったこと、及び当該事業所の滞納保険料の整理に携わっていたのは、減額処理に同意したと供述している上記経理担当の取締役であることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によれば、申立人は、株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、元事業主及び経理担当とは別の同僚は、「申立人は、商品の仕入れ等に関する業務担当の取締役であった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の見直しに関する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月21日に行われた遡及見直し処理は事実に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が、申立人について9年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録見直しがあつたとは認められない。このため、当該遡及見直し処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、9年5月から同年7月までは53万円、同年8月から10年12月までは59万円に見直しすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和34年6月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年1月25日から同年6月1日まで

私は、中学を卒業し、B県から集団就職でC地に来た。昭和33年4月、株式会社Dに入社したはずが、厚生年金保険の記録ではA株式会社となっている上、退職をした43年3月10日まで継続して勤務していたにもかかわらず、34年1月25日から同年6月1日までの5か月間の記録が無い。私は、長期の休暇や休職等は絶対にはしていないので、厚生年金保険の記録をつなげてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和33年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認められるが、資格喪失日の欄は斜線が引かれ、喪失日の記入が無いことが確認できる。

また、オンライン記録では、同事業所における申立人の資格喪失日は昭和34年1月25日、次に異動した株式会社Dの資格取得日は同年6月1日と記録されており、申立期間における被保険者記録が無い。

しかしながら、同僚の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿において資格喪失日が無記入であることについて、日本年金機構E事務センターは、「昭和34年1月25日が喪失日となっていることは、名簿上、妥当なものではないと考えられる。34年の定時改定がないことから、それまでの間のい

ずれかの日に喪失したものと考えられる。当該人は同一系列の事業所にいたものと思われ、転勤等をしたという意味で斜線を引いたと推測される。」と回答し、A株式会社の事業所別被保険者名簿に喪失日の記録が無いにもかかわらず、オンライン記録で34年1月25日とされるのは妥当ではなく、社会保険事務所（当時）で斜線処理したのは、同一系列の事業所（A株式会社及び株式会社Dの事業主は同一人物）に転勤をしたという印と思われるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和34年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿における昭和33年12月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年1月1日から20年8月1日まで
履歴書によると、昭和15年4月からA株式会社B所（現在は、C株式会社）に勤務していたのに、当時の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の履歴書によると、申立人が昭和15年4月にA株式会社B所に勤務した旨が記載されている。

また、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を昭和17年1月1日付けで取得していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿には、76人の被保険者記録が確認できるが、申立人を含む46人には、資格喪失日の記載が無い。申立人については、旧台帳にも、資格喪失日の記載は無いが、いずれも、申立人の被保険者記録が取り消されたような形跡は無い。

加えて、日本年金機構は、根拠及び詳細は不明としながらも、「被保険者名簿に全喪日（適用事業所に該当しなくなった日。以下同じ。）の記載が有る場合、資格喪失日の記載の無いものは全喪日をもって資格喪失とし、（被保険者ごとの）資格喪失日の記載をしていない名簿もある。」と回答している。

一方、D自治体によれば、申立人は、昭和19年9月1日から21年6月6日までの間について、軍歴が確認できるとしている。申立人同様、当該名簿に資格喪失日の記載が無い同僚のうち所在の確認できる者3人は、全員、19年に入営した旨を供述しているものの、オンライン記録では、17年6月1日に資格を取得し、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった20年8月1日に資格を喪失している。これらのことを踏まえると、入営した従業員についての取扱いについて、事業主は不明と回答しているものの、籍を存続させ、厚生年金保険被保険者資格を喪失させてはいなかったと考えられる。

なお、労働者年金保険法においては、昭和17年1月に同法が施行された後、適用準備期間を経て保険料徴収が開始されたのは同年6月からとされていることから、労働者年金保険の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間となる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日及びA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年9月は1万8,000円、同年10月から同年12月までを2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和37年9月は履行していないと認められ、同年10月から同年12月までの期間は明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月30日から38年1月1日まで
昭和37年10月1日付けで、A株式会社の本社C営業所からB営業所に転勤となり、同社に継続的に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の期間にA株式会社に継続して勤務し（同社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、同社のB営業所のD係が退職したため、昭和37年10月1日付けでC営業所からB営業所にその後任として着任したと供述しているところ、複数の同僚が、退職したD係の後任として申立人がC営業所からB営業所に異動し、その業務を引き継いだ旨を供述している上、事業所別被保険者名簿によれば、退職したD係とされる人物は、B営業所に係る被保険者資格を37年10月1日に喪失し、その後、他社において被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人のB営業所への着任日は37年10月1日とすることが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から、昭和 37 年 9 月は 1 万 8,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間のうち昭和 37 年 9 月については、事業主は資格喪失日を 37 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 9 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から同年 12 月までについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年5月25日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19年2月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月25日から19年2月28日まで

私は、軍需省の命により、昭和18年5月25日から当時軍需工場であったA株式会社（現在は、B株式会社）C工場に徴用工として勤務していた。その後、19年2月にD省から、指定部隊に入隊すべき旨の命令があり、同年同月に徴用解除となりそのまま退職した。

当時、A株式会社C工場に勤務していたのは間違いないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で同一生年月日である者について、昭和18年5月25日に被保険者資格を取得し、資格の喪失日が空白となっている記録が確認でき、当該記録は被保険者が65歳に達しているにもかかわらず未統合となっている。

また、申立人は、「軍需省の命により昭和18年4月に当時軍需工場であったA株式会社C工場に入社し、1か月間の訓練の後E課に配置され勤務していた。」と、A株式会社C工場への入社までの経緯を具体的に供述しており、訓練後にE課に配置されたとする時期と上記の被保険者記録の資

格取得日とがおおむね一致していることから、当該記録は申立人の記録と認められる。

一方、申立人は、A株式会社C工場を退職した経緯についても、「昭和19年2月にD省から指定部隊に入隊する旨の命令を受け、A株式会社C工場を退職し、同月に身体検査を受け不合格となったが、同年*月にF施設に行った。」と具体的に供述しており、これは19年*月に当時の応召年令である19歳になる申立人にとって不自然さが無いことから、申立人は同年2月28日まで勤務していたと推認できる。

また、G年金事務所によれば、当時、当該事業所を管轄していた社会保険事務所は戦時中に激しい爆撃を受けて多くの資料を焼失したとしており、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿は終戦後に事業所から資料を取り寄せ戦災台帳として復元されていたものであると確認できる。

さらに、復元された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者資格喪失日の記載が無いものが多数存在することが確認でき、これによって健康保険厚生年金保険被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立期間に係る厚生年金保険の記録のうち資格喪失日が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定をさせることは不可能を強いるものであり、申立人等にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険料の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年5月25日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者資格喪失日は19年2月28日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、復元された申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における記録から40円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又

は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生ではあったが、両親の勧めもあり、父又は母が私の国民年金の加入手続きを行い、母が保険料を納付してくれた。私は当時アルバイトをしていたので、立て替えて納付してくれた保険料を母に支払っていた記憶がある。申立期間の国民年金記録が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生ではあったが、その両親のどちらかが申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、申立人の母が納付してくれていたとしているが、申立人の保険料の納付を行ったとするその母は国民年金の加入状況及び納付状況についての記憶は曖昧であるとしている上、申立人自身も国民年金の加入及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間ではあるが、学生の強制加入適用の開始が同年4月からであることから、申立人が学生であった申立期間は任意加入期間であり、制度上遡って保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月及び 59 年 2 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月
② 昭和 59 年 2 月から同年 6 月まで

私は親に叱責されたこともあり、会社を退職した後の昭和 58 年 12 月頃に国民年金の加入手続を A 市役所において行い、申立期間の保険料については、その数か月後に同市役所から送付されてきた納付書に現金 7 万円ぐらいを添えて同市役所において納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 58 年 12 月頃に国民年金の加入手続を A 市役所において行い、申立期間の保険料については、その数か月後に同市役所において、納付書に現金 7 万円ぐらいを添えて納付したとしている。

しかしながら、申立人が納付したとする申立期間の保険料額と申立期間当時の保険料額は相違している上、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで
20歳の平成2年*月当時、私は学生だったが、2年4月から同年*月頃までの間に私の国民年金の加入手続を父が行い、保険料を父が納付してくれていたことを私の母から聞いていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月から同年*月頃までの間に、当時は学生だった申立人の国民年金の加入手続をその父が行い、保険料を納付していたことをその母から聞いていたと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとするその父及びこの事情を知っていたとするその母からは証言を得ることができない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立期間を含む平成2年*月から5年3月までの期間は、社会保険事務所（当時）からの12年2月21日の未加入期間国年適用勧奨に応じて申立人が国民年金への切替手続を同年同月に行った際に、国民年金の強制加入期間とする記録が同年同月24日に追加訂正されるまでは未加入期間であったものであり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成3年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みとなっているが、これは、3年4月頃に申立人に基礎年金番号*とは別の国民年金手帳記号番号*が払い出されており、後者の記号番号が22年7月に前者の基礎年金番号に統合されたことにより後者の記号番号において納付済みとされていた3年4月か

ら5年3月までの納付記録がオンライン記録に追加訂正された結果である。このことから、申立人は学生が国民年金に強制加入となった3年4月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点では学生で任意加入であった申立期間は制度上遡って保険料を納付できなかった期間と考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に上記以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から50年6月まで
会社退職後の昭和46年12月又は47年1月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料は夫の分と一緒に銀行や郵便局、農協などで納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和46年12月又は47年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料は銀行や郵便局、農協などでその夫の分と一緒に納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年7月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年1月から48年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、48年4月から50年6月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、上記のとおり国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人のA市国民年金被保険者名簿には、「昭和50年7月15日資格取得」、「50年7月23日手帳送付」と記載されており、この記載内容は上記の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から50年6月まで

昭和43年*月から46年12月までの期間についての国民年金の加入及び保険料の納付についてははっきり分からないが、私が20歳になった43年*月頃に、両親のどちらかが私の国民年金の加入手続きを行い、両親の分と一緒に私の保険料を納付していたと記憶している。47年1月に結婚してからは、私の妻が夫婦二人分の保険料を銀行や郵便局、農協等で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和43年*月頃にその両親のどちらかが国民年金の加入手続きを行い、保険料も申立人の分とその両親の分と一緒に納付しており、47年1月に結婚してからは、申立人の妻が夫婦の保険料を銀行や郵便局、農協等に納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその両親からは事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年7月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分が時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人のA市国民年金被保険者名簿には、「昭和50年7月15

日資格取得」、「50年7月23日手帳送付」と記載されており、この記載内容は上記の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」に「昭和43年*月*日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日の日付を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から57年12月まで
申立期間の国民年金については、両親が加入手続及び保険料納付をしてきたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、その両親が加入手続及び保険料納付をしてきたはずであるとしているが、国民年金の加入手続をしたとするその父親は、加入手続をした時期等の記憶が明確でない上、保険料を納付したとするその母親も申立人の保険料納付を始めた時期等についての記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年4月から57年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、57年10月から同年12月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、上記のとおり保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録によると、申立人は、60年4月12日に58年1月から59年3月までの保険料を遡って納付しているのが確認できるところ、この60年4月12日の時点では57年10月から同年12月までの期間も時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

私は、昭和 56 年 7 月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、保険料もきちんと未納が無いように納付した。未納とされている期間は、結婚して住所を移した時期で、特に保険料の未納ができてはいけなと保険料納付には注意していた。申立期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 7 月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い国民年金保険料も未納が無いように納付したとしている。しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者でなくなった日」欄には「昭和 57 年 3 月 6 日」と記載され、次の「被保険者となった日」欄には「昭和 57 年 4 月 3 日」と記載されている上、申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)にも、資格喪失日「57. 3. 6」、資格取得日「57. 4. 3」と同一事項が記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者取得時期から、昭和 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立人の国民年金手帳に記載されている任意加入資格取得時期の 57 年 4 月 3 日と符合する上、この払出時点では、結婚後の任意加入期間であった申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料 1 万 3,500 円を納付したことを示す「出納済 57. 4. 22

A銀行」のスタンプが押された「昭和 56 年度国民年金保険料領収書」と、「領収月 4～3」・「保険料 61,130 円」及び「出納済 57. 4. 26 A銀行」のスタンプが押された「国民年金保険料納付通知書兼領収証書」が申立期間の保険料を納付した証拠であると主張している。しかしながら、申立人は、「昭和 56 年度国民年金保険料領収書」と「国民年金保険料納付通知書兼領収証書」の 2 通の領収書を所持しており、57 年 4 月から 58 年 3 月までの間の保険料を重複して納付しているところ、一方で、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の備考欄には「還付決定 57. 6. 15 65,630 円（57. 3～58. 3）」と記載されており、この国民年金被保険者台帳（旧台帳）に記載されている 6 万 5,630 円から、申立人が重複納付した昭和 57 年度分の保険料 6 万 1,130 円を控除した金額の 4,500 円は、57 年 3 月の保険料と一致することから、重複納付した 57 年度の保険料 6 万 1,130 円と未加入期間（57 年 3 月）につき納付した 4,500 円との合算額 6 万 5,630 円が、57 年 6 月 15 日に還付されたと考えるのが適当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 7 月まで

私は、平成 14 年 3 月に株式会社 A を退職して失業中であったが、資格が得られる専門学校に通いながら自分の預金の中から国民年金保険料を納付した。金銭的には非常に苦しかったが国民年金の加入は義務だと思っていたので、学生時代のアルバイトや同社で働いて得た収入の蓄えの中から、郵便局であったと思うが月約 1 万 3,000 円の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 市から納付書が送達されたので、郵便局で不定期に国民年金保険料を分割して納付したと主張しているが、平成 14 年以降は社会保険事務所（当時）で保険料の収納事務を行っており、市役所では納付書を発行しておらず、申立人が申立期間前後に過年度及び現年度納付した記憶も無いなど保険料の納付状況が曖昧である。

また、申立人は、預金の中から国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付した月に下ろした金額の合計額が申立期間前後の保険料納付済期間の保険料額に見合う金額であることから、預金から下ろした金額を申立期間前後の期間の保険料納付に当てたものと推測できるものの、申立期間の保険料については、預金から下ろして納付した状況が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年10月まで

私は、ねんきん特別便で記録漏れのあることが分かった。平成20年2月27日に年金加入記録照会票を提出したところ、同年6月30日の回答で国民年金部分については確認できないとの回答を得た。私の妻が昭和48年10月15日に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も毎月28日にA集会所に行って二人分の保険料を納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号払出日から昭和52年2月2日に払い出されたものと推認でき、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、申立人は特例納付等により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立人が会社を辞めた後の昭和48年10月15日頃、申立人の妻が国民健康保険の加入手続をした時に国民年金の窓口に行くように言われ、国民年金の窓口で国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとしているが、B市では、国民健康保険の加入手続の者に対して国民年金の切替手続の案内をしているとしているものの、申立人の国民健康保険の加入は、52年2月2日としており、48年10月15日に加入手続をしたとする申立人の主張と符合せず、国民健康保険の加入日は申立人の国民年金手帳記号番号の払出日と符合する。

さらに、申立人の妻は、国民年金の加入手続は夫婦一緒に行ったと主張しているが、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行

ったが申立人の氏名は確認できず、申立人の手帳記号番号*と申立人の妻の手帳記号番号*の差が2万6,574番もあることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたものと認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月から61年3月まで
亡き父が20歳になったら年金を納めるのは義務だと言っていた。20歳になった時に父が駅近くの区の出張所で私の国民年金の加入手続きをして、保険料も納付してくれていたはずである。保険料納付に2回ほど一緒に行った記憶もあるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時にその父が国民年金の加入手続きをして、国民年金保険料も納付してくれていたはずとしているが、その父は既に他界しており、加入手続き及び保険料納付の状況については不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出状況から平成5年1月頃に払い出されたと推認でき、その時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月まで
昭和 55 年 12 月に会社を辞め A 市の実家に帰り A 市役所で転入手続をする際、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったような気がする。
国民年金保険料をどのように支払ったのか全く記憶に無いが、次の会社に就職するまで保険料を納付したと思うのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月頃、A 市役所で転入手続をした際に国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出状況から昭和 57 年 10 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付するよう A 市役所からはがきが来たので、保険料を 3 回ぐらいに分けて市役所へ納めた。その時の領収書は持っていたが今の住所に引っ越しする時にもう要らないと思い、処分してしまった。

納付したはずの申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を 3 回ぐらいに分けて A 市役所で納付したと主張しているが、保険料額を覚えていないなど保険料納付の記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和 57 年 10 月 19 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年10月まで
昭和47年12月に会社を辞め結婚した後、主人に言われてA区役所で国民年金の加入手続をしたと思う。
国民年金の加入手続の状況や保険料をどのように納めたのかよく覚えていないが、未納期間は無いと思っていたのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に結婚した後、A区役所において国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人は加入手続や保険料の納付状況を覚えていないなど、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には昭和50年4月頃にA区で国民年金手帳記号番号が払い出されているほか、53年11月頃にもB市で新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、いずれも任意加入であり、前者の手帳記号番号では50年3月より以前、後者の手帳記号番号では53年10月より以前は国民年金に未加入期間であることから制度上保険料を納付できない上、前者の国民年金手帳記号番号は50年11月に国民年金被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるなど、前者の国民年金手帳記号番号によって申立期間の国民年金保険料が納付された事情も得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私が学生で20歳になった頃に親に勧められ、自身で市役所に行き国民年金の加入手続をし、毎月保険料を納付書によって市役所窓口において、現金で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃に親に勧められ、自身で市役所に行き国民年金の加入手続をし、納付書によって市役所窓口で保険料を毎月現金で納付していたとしているが、申立期間当時は、A市の国民年金保険料納付サイクルは3か月ごとであり、毎月納付していたとする申立人の記憶と相違する上、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の手帳記号番号の払出状況から52年5月頃に申立人の兄夫婦と連番で払い出されていることが確認でき、払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、同居していた申立人の兄夫婦も申立人と同様に国民年金手帳記号番号が払い出された年度である昭和52年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間は未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月21日から31年2月1日まで
申立期間は、A株式会社に臨時工として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

失業保険の被保険者記録及びA株式会社提出の社会保険に関する名簿に記載の失業保険の被保険者資格取得日から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記名簿に記載の申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和31年2月1日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に記載の被保険者資格取得日と一致する上、同僚から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人は、申立期間当時、臨時工であったとしているところ、同僚から臨時工の期間は厚生年金保険に加入させない扱いであったとの供述があり、上記被保険者名簿によると、前述の同僚を含む複数の同僚が入社したとする日からA株式会社における被保険者資格取得日まで数か月の期間がある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年2月28日まで
② 昭和61年10月1日から63年9月30日まで

A株式会社に勤務していた申立期間①について、昭和43年10月1日付けで、標準報酬月額が4万2,000円から3万3,000円に下がったが、当時の給与額が減額された覚えは無いので、申立期間①の標準報酬月額が下がったことに納得できない。

また、株式会社Bに勤務していた申立期間②について、昭和61年10月1日付けで、標準報酬月額が38万円から34万円に下がったが、当時の給与額が減額された覚えは無いので、申立期間②の標準報酬月額が下がったことに納得できない。

申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業登記簿によれば、A株式会社はC株式会社に合併し解散しており、C株式会社では、申立期間①当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立期間①について申立人の標準報酬月額が下がった理由は不明としている。

また、A株式会社が加入していたD組合の回答文書によれば、申立期間①に係る申立人の同組合での標準報酬月額は、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

なお、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、

金額が遡及して訂正された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間①当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、株式会社Bでは、申立人の給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立期間②について申立人の標準報酬月額が下がった理由は不明としている。

なお、株式会社Bが提出した申立人の給与に関する資料には、厚生年金保険料、通勤手当及び残業手当の記載欄は無く、同資料に記載された申立期間②当時の申立人の1か月分の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っている。

また、株式会社Bが加入しているE基金の加入員記録原簿によれば、申立期間②に係る申立人の同基金での標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

なお、株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者原票に記載された申立期間②に係る昭和61年10月1日付けの申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、金額が遡及して訂正された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間②の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 12 月 9 日から 6 年 7 月 31 日まで
② 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 5 年 12 月から 6 年 7 月までの期間について、20 万円の報酬額をもらっていたにもかかわらず社会保険庁（当時）の標準報酬月額が 16 万円と記録されており、同じく 9 年 5 月から 10 年 6 月までの期間は 28 万円もらっていたのに 18 万円と記録されているのはおかしい。両親が経営していた会社だったのでこんなに少なくはないはずだ。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに係るオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 12 月 9 日の資格取得時決定で 16 万円と記録されているものの、遡った訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、事業主は、採用時の給料の決め方について、「世間相場や前職での給料を参考に決めていた。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立人の申立期間①直前の平成 5 年 8 月 1 日から同年 12 月 9 日までの期間に厚生年金保険の被保険者期間が確認できるが、その間の標準報酬月額は 15 万円と記録されている。

さらに、申立期間①に被保険者記録がある照会可能な同僚 3 人のうち回答があった一人は、「当時の給与明細書を保管しているが、自分の給与額と社会保険庁の標準報酬月額の記録に差は無いと思う。」と供述している。

加えて、株式会社Aは平成15年4月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主は、「社会保険を担当していた役員及び顧問税理士は共に他界してしまった。自分は関与しておらず賃金台帳等及び社会保険に関連する資料は、全て処分したので何も残っていない。」と供述している。

また、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、平成9年5月1日の随時改定で28万円から18万円に6等級の減額改定が記録され、10年6月まで継続しているものの、遡った訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、事業主は、「時期ははっきり記憶に無いが、得意先であったB業界全体が、C業務を始めるようになり、赤字は出さなかったが業績が下降していった。役員である自分と妻はもらいすぎていた給料を下げた記憶がある。実の娘である申立人の給料は、ほかの社員より優遇していたので、ほかの社員と同様に世間相場並みに下げたはずだ。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立人と同じ平成9年5月1日の随時改定で事業主が4等級、役員である事業主の妻が6等級の減額改定が記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間②に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「はっきりした記憶は無いが、自分の給与額と社会保険庁の標準報酬月額の記録に差は無いと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から同年同月 31 日まで
申立期間について、A校にB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している申立期間について、申立人及びC課から提出された履歴書（本人確認用兼保存用）から、申立人は、昭和 63 年 3 月 1 日から同年同月 31 日までの期間、D職として臨時的に任用されたことが確認できる。

しかし、C課は、「E会通達である昭和 62 年 4 月 1 日付け『社会保険事務処理要綱』で、『厚生年金保険の加入要件では臨時的任用教職員のうち、2 か月を超え 6 か月未満の者』と規定されていることから、申立人の申立期間については厚生年金保険の加入期間とならず、オンライン記録が正しい。」と回答している。

また、申立期間に係るA校においても、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入については、F局からの回答のとおりであり、事務手続は全てF局からの文書に基づいて処理されたと推察する。」としている。

さらに、C会G長による昭和 63 年 2 月 5 日付けの通知から、H組合員資格を有しない者に係る社会保険の適用規定により、任用期間が2か月以内の場合には、国民健康保険及び国民年金に加入させる取扱いであったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社を平成 18 年 3 月 31 日で退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっている。
資格喪失日は退職日の翌日の平成 18 年 4 月 1 日のはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所は、「給与の支払方法は 15 日締めで当月 20 日支払、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除である。」と供述しているところ、申立人から提出された平成 18 年 4 月分の給与明細書（18 年 4 月 20 日支払）から 18 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、同僚から申立人の保険料控除について具体的な証言を得ることができない上、申立期間当時に給与及び社会保険関係の事務を担当していた者に照会したが、回答を得られなかったため、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から9年3月31日まで
② 平成9年5月23日から12年12月1日まで

平成4年4月1日から株式会社AのB職として採用され勤務した。7年4月1日からはC職になり、寮の一部を住居として提供されていたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に現物給与相当分が含まれていないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主は、申立人に株式会社A社員寮の一部を無償で提供していたと回答しており、事業主から提出された申立人に係る平成10年3月分賃金台帳及び11年12月分給与台帳においても、家賃又は寮費は控除されておらず、申立人から提出された7年7月、12年5月及び同年6月の給与支給票においても家賃又は寮費は控除されていないことから、社員寮の提供は現物給与に該当していたことはいかたがう。

一方、事業主は、申立期間①における定時決定の際、申立人に支払われた金銭での給与のほかに現物給与価額を届け出ているかどうかは不明としているところ、申立期間当時の厚生年金保険に関する書類は保存されておらず確認できない。

また、申立期間①における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと思うとしており、事業主もオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除し納付していたはずだとしている上、平成7年7月の給与支給票に記載されている厚生年金

保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

さらに、申立期間②について、オンライン記録及び高齢任意加入被保険者名簿によれば、当該期間は厚生年金保険高齢任意加入の期間であり、申立人は、その加入手続は申立人自身が行い、当該期間に係る厚生年金保険料は全額自己負担だったとしている上、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料を納付していた。

なお、事業主は、当該期間の保険料負担については同意しなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかったとしている上、申立人に係る平成 10 年 3 月分賃金台帳及び 11 年 12 月分給与台帳においても、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月頃 から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月頃 から 同年 8 月 5 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 22 日から 同年 11 月 21 日まで
④ 昭和 44 年 2 月 2 日から 45 年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 2 月頃に A 地（すぐに B 町に移転）にあった C 株式会社に入社し、D 業務に従事していたが、同年 12 月に所属の部が廃止になり、38 年 1 月から E 株式会社 F 営業所に移った。しかし、C 株式会社での 37 年 2 月頃から同年 12 月までの期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

昭和 39 年 2 月頃、有限会社 G に入社して営業の仕事に従事し、同年 10 月に退職したが、同年 2 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

昭和 40 年 7 月、前の会社を退職すると同時に H 株式会社へ入社して、営業の仕事に従事し、41 年 8 月に退職したが、40 年 7 月から同年 10 月までの期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同社へは、その前の会社に勤務中に、叔父の強い勧誘があり入社したものである。

昭和 44 年 1 月末に、前の会社を退職してすぐに I 株式会社に入社し、J 職として 47 年 6 月まで勤務したが、44 年 2 月から 45 年 3 月までの期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同社勤務期間中の 44 年 11 月に扶養家族の妻と長女が大やけどのため、K 区の L 院に入院し、健康保険

証を使用したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が元同僚等として挙げている者のうちの数人の氏名が、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿から確認でき、当該元同僚のうち一人が申立人の申立事業所での勤務を供述していることから、期間の特定はできないが、申立人は申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の氏名及び申立人と同時に入社したと申立人が供述している同僚の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、C株式会社は、既に解散していることが同社に係る閉鎖登記簿謄本から確認でき、元事業主等の所在も不明であるため、申立内容の確認ができない。

- 2 申立期間②について、申立事業所は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間②に係る資格取得、喪失等の届出を行っていたかどうか、及び保険料を給与から控除して納付していたかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない上、申立人は、同僚の氏名等を覚えていないとしているほか、同僚からも申立人の申立期間②における勤務実態について明確な供述を得ることができない。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿の資格取得及び喪失の記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、申立事業所は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間③に係る資格取得、喪失等の届出を行っていたかどうか、及び保険料を給与から控除して納付していたかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿の資格取得及び喪失の記録はオンライン記録に一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所への入社に際して、何年か前から申立人を勧誘していたとしている同社の営業部長で申立人の叔父であったとする者の同社での厚生年金保険の資格取得日は、申立人が同社へ入社したとしている時期の約1か月前の昭和40年6月10日であることが、同社の事業所別被保険者名簿から確認できる。

- 4 申立期間④について、申立事業所は、当時の資料が無いため、申立人

の申立期間④に係る資格取得、喪失等の届出を行っていたかどうか、及び保険料を給与から控除して納付していたかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

また、申立人に係る厚生年金基金の加入記録は、申立人に係る事業所別被保険者名簿の資格取得、喪失の記録及びオンライン記録に一致していることが確認できる。

さらに、申立人が家族のけがのため健康保険証を使用したとしているK区に所在するL院では、申立期間④当時の資料は存在しないため事実の確認はできないとしており、また、申立事業所と合併し、業務を引き継いでいるとしているM株式会社では、N組合は平成16年3月*日に解散し、関係資料の保存は無いとしていることから、事実の確認ができない。

5 このほか、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から36年頃まで

私は、昭和30年頃から36年頃までA港において、10隻の船に乗った。現在9隻の被保険者期間の年金を受給している。残りの1隻の期間も船員保険の被保険者であったはずである。残りの1隻の期間も船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の船員手帳を所持していない上、船舶所有者の氏名及び所在地、船舶名、同僚氏名を記憶していないことから、申立内容について確認をすることができない。

また、B運輸局は、雇用関係の申請書（雇入れ契約公認申請書）の保管は1年となっているため、申立期間の申立人に関する資料は残っていないとしている。

さらに、申立人の昭和31年3月以前の記録について日本年金機構に照会したところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保管は無いとしている。

加えて、課所符号一覧（平成17年度版）から確認できる事業所コードにおいて、全国の申立人と同一生年月日の船員保険被保険者名簿を確認したが、現在船員保険被保険者期間として確認できる期間以外に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 40 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月 1 日に A 局に就職したが、採用前の同年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日までの間、同局の教習所において初等課等の教育を受けた。この受けていた期間も給与が支給された記憶があり、当然、その給与から厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 局における履歴カードにより、申立人が昭和 40 年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日までの間、同局の教習所において初等課等の教育を受けていたことが認められる。

しかしながら、B 社に照会したところ、「申立人の履歴カードによると、高校卒業は昭和 40 年 3 月となっており、教習所の入学（高校就学中）は採用前提教育のために入所したものであり、臨時雇用員としての契約は同年 4 月 1 日からとなり、厚生年金保険の加入も同日からとなっております。したがって、申立人の申立期間につきましては、厚生年金保険に加入していなかったと推認されます。」と回答している。

また、オンライン記録により、昭和 40 年 4 月 1 日に A 局において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 12 人に照会したところ、10 人から回答があり、うち 3 人が申立人と同様に、採用前の 40 年 3 月から同局の教習所において初等課等の教育を受けたと供述していることから、申立期間当時、同事業所では採用前の初等課等の教育を受けていた期間は、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがう

かがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月5日から34年1月31日まで
平成22年9月に年金事務所からお知らせが来て、A株式会社に勤めた期間が脱退手当金を受給していることになっているのを知った。
同社は結婚するために退職し、昭和34年3月には夫のいるB地へ引っ越した。脱退手当金制度については、当時、知っていたが、脱退手当金を受け取った覚えは無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和34年の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある11人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて6人であるところ、資格喪失日から脱退手当金の支給日までの期間を見ると、全員が7か月以内となっている上、同僚照会し複数の回答を得たうちの二人は、「会社から何の説明もないまま、退職時に脱退手当金を受け取った。」と供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたと考えられる。

なお、申立人は、脱退手当金を受給していない理由として、脱退手当金の支給決定日には地元にいなかったことや、申立人の夫のいるB地へ引っ越すに当たって、結婚式の費用負担をしてもらった申立人の母親に対し「厚生年金が下りるので使っても良い。」と言ったが、後になって母親から年金を受け取らなかったと聞いたとの記憶があることを主張しているが、

当時の脱退手当金の支払方法の一つとして遠隔地払いが可能であり、母親との会話に係る供述だけでは実証性に乏しい。

また、A株式会社で資格喪失した当時の厚生年金保険に対する考え方について、申立人は「当時は、結婚すれば再就職しないのが当たり前だった。私も再度働くとは思っていなかった。年金についてはB地に来てから重要なことが分かった。」と供述しているとともに、国民年金制度が開始された昭和36年において国民年金に加入していない上、申立期間の前後を含めて4回の被保険者期間において、申立人に付された厚生年金保険被保険者記号番号が全て異なる記号番号であることなどから、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和34年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を請求・受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5062 (事案 2554 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月21日から30年5月15日まで
申立期間について、A事務所を通してB施設においてC職として継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

委員会の当初の判断後、当時の同僚が申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていることを聞いたので、再度記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、健康保険のみの適用であるD社のE部に係る健康保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和28年3月1日、喪失日が30年5月15日である申立人の記録が確認できる上、上記名簿及びA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において26年8月21日から28年3月1日までの間、申立人の記録を確認できず、ほかの同僚からも申立人の勤務状況についての具体的な供述が得られないことなどから、当委員会の決定に基づく平成22年2月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに同じ事業所に勤務していた当時のマネージャー及び3人の同僚の名前を挙げ、このうちF職である同僚について、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっており、自らも厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において当該同僚の被保険者記録を確認することができる。

しかしながら、昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知

「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」によると、「連合軍要員は、従来全て日本政府の直接使用人として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったが、同年7月1日以降においては、雇傭関係の切り替えにより、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎等の非軍事的業務に使用される者は、政府の直傭使用人としての身分を喪失し、宿舎施設、食堂等に使用される者は強制被保険者として取り扱わない。」とされている上、「日本人役務に関する基本労務契約」によると、「従来連合軍関係政府直接使用人であった者のうち、非軍事的用務に使用される者は同年7月1日以降軍が直接雇入れる労働者となるが、PX、クラブ、映画事業の施設に使用される者であっても施設の維持、管理保安、警備等に従事する者は日米双務契約に基いて日本政府が労務者を雇入れてアメリカ国政府に提供する形式によることになる。」とされていることから、C職であった申立人とF職であった同僚は異なった取扱いがなされたことがうかがえる。

また、A事務所及びD社のE部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶するマネージャー及び同僚二人の記録も申立人とほぼ同じであることが確認できるなど、これらから申立期間に係る保険料控除について推認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5064 (事案 669 及び 3315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 9 月まで

私は、A社(現在は、B株式会社)に昭和48年3月に入社し、49年9月までC職として勤務したことに間違いなく、前回の申立てについて、厚生年金保険の記録については確認ができないとのことであったが、どうしても納得できない。社会保険庁(当時)の記録では、私のA社での厚生年金保険被保険者期間は49年11月1日から同年12月27日までとなっているが、それは誤りなので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、厚生年金保険適用事業所名簿において、A社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間以後の昭和49年9月11日であることが確認できること、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付け及び22年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、事業主個人及び記録のある同僚7人に照会(うち5人は再照会)したものの、申立人の資格喪失後に資格を取得した者を除き、回答は得られなかった。

また、オンライン記録において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和49年11月1日以前に資格を取得した同僚9人について、雇用保険被保険者記録を見ると、雇用保険被保険者記録のあった5人の入社日は49年6月から同年8月までの間となっている上、申立人の同社における雇用保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和49年11月7日にその妻が扶養認定されたこと、及び50年1月13日に健康保険証が返却されたことが確認できる。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から40年5月まで
② 昭和41年5月から42年12月まで
③ 昭和51年10月1日から52年10月2日まで
④ 昭和52年10月から53年10月まで
⑤ 昭和53年11月から55年12月まで
⑥ 昭和55年12月から56年12月まで
⑦ 昭和57年1月から同年11月まで
⑧ 昭和58年11月から59年11月まで
⑨ 昭和59年11月から60年11月まで
⑩ 昭和60年11月から61年1月まで
⑪ 昭和61年1月から同年5月まで
⑫ 昭和61年5月から63年5月まで
⑬ 昭和63年5月から平成元年12月まで
⑭ 平成14年12月から15年7月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の各事業所において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①はA株式会社（現在は、株式会社B）に、申立期間②はC株式会社（現在は、D株式会社）に、申立期間③はE社に、申立期間④はF株式会社、申立期間⑤はG株式会社、申立期間⑥はH株式会社、申立期間⑦はI株式会社、申立期間⑧は株式会社Jに、申立期間⑨はK社L支部に、申立期間⑩はM株式会社（現在は、N株式会社）に、申立期間⑪はO社に、申立期間⑫は有限会社P（現在は、株式会社Q）に、申立期間⑬は有限会社Rに、申立期間⑭は株式会社Sに勤務していた。中学校を卒業後すぐに勤務した事業所では厚生年金保険に加入して

いたので、その後に勤務した14社でも当然厚生年金保険に加入していたはずである。これら申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、A株式会社に勤務していたと申し立てているが、事業主は、「当時の人事記録、異動辞令等を確認したが申立人の氏名は無い。」と回答している。

また、申立人が記憶しているとする同僚6人のうち4人は、オンライン記録において記録が確認できない上、記録の確認できる残りの二人についても、同僚照会において回答のあった一人は「申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間や保険料の控除については分からない。」と回答しているほか、オンライン記録において申立期間①に記録が確認できる全同僚10人から申立人が記憶しているとする上記同僚二人を除いた8人のうち回答のあった全5人も「申立人を記憶していない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番は無い。

- 2 申立期間②については、複数の同僚の供述により期間は特定できないものの申立人がC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したとしている同僚は、オンライン記録において、申立期間②に当該事業所における被保険者記録が確認できない。

また、申立期間②に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「当時、社会保険には希望で加入したと記憶している。」と回答している。

さらに、事業主は、「当時の関係書類が残っていないため、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により昭和41年6月1日付けで厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番は無い。

- 3 申立期間③については、申立人が勤務したとするE社の事業主と思われる者は既に故人となっているため、申立ての事実について供述を得ることができない。

また、当該事業所はオンライン検索において、健康保険厚生年金保険

の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため申立ての事実について照会することができない。

- 4 申立期間④については、同僚の供述により期間の特定はできないものの申立人がF株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したとしている同僚は「申立人も自分もT業務の営業であった。仕事は請負であったので社会保険には加入していなかった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人及び申立人が記憶している同僚の記録は無く、健康保険被保険者番号も連番で付番され欠番は無い。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は故人となっているため申立ての事実について照会することができない。

- 5 申立期間⑤については、G株式会社の事業主は、「申立人の勤務に記憶はあるが、申立人は営業職であり給与は歩合制であった。当社は社会保険には加入していないため、厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答しており、オンライン検索において、同事業所は厚生年金保険適用事業所として確認することができない。

また、申立人が上司と説明している者については、特定ができないため、申立ての事実について照会することができない。

- 6 申立期間⑥については、H株式会社の事業主は、「申立人の勤務に記憶はあるが、申立人はU業務の営業をしており、給与は歩合制であった。当社は社会保険には加入していないため、厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答しており、オンライン検索においても、同事業所は厚生年金保険適用事業所として確認することができない。

また、申立人は、同僚はいなかったとしているため、申立ての事実について照会することができない。

- 7 申立期間⑦については、申立人が勤務したとするI株式会社は、昭和63年6月*日に解散しており、元事業主は所在不明で、申立人が上司としている取締役も故人となっているため、申立ての事実について照会することができない。

また、オンライン検索において、当該事業所は健康保険厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

8 申立期間⑧については、株式会社Jの事業主は、「当社は、平成2年4月から社会保険の適用事業所となった。申立期間当時の資料が残っていないため申立人の勤務実態については分からないが、長く勤務していた従業員に確認したところ、勤務期間は不明であるものの、申立人が勤務していたことを記憶していた。申立期間当時は、社会保険に加入しておらず厚生年金保険料や健康保険料等は控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年4月2日であり、同日前の期間において同事業所が適用事業所であった記録は確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立ての事実について照会することができない。

9 申立期間⑨については、K社の事務局員は「当会はボランティアの会員で運営しているので社会保険には加入していない。L支部も社会保険には加入はしていなかったと思う。古くからの会員に確認したところ、勤務していた期間は分からないが、申立人に記憶があるとのことである。」との回答があった。

また、オンライン検索において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人が当時の支部長と説明している者は、該当者を特定できないため、申立ての事実について照会することができない。

10 申立期間⑩については、N株式会社の事業主は、「V名簿の記録により申立人が昭和59年12月15日から60年3月5日まで勤務していたことは確認できるが、申立期間の記録は無い。当社は、入社から3か月間は試用期間とし、3か月を過ぎて正式採用とした時点で社会保険に加入させているので、申立人から保険料の控除は行っていない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚4人に照会したところ、うち一人が「申立人の勤務に記憶はあるが、勤務していた期間や厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番は無い。

11 申立期間⑪については、申立人がO社の事業主と説明している者は所在不明である上、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申

立ての事実について照会することができない。

また、オンライン検索において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

- 12 申立期間⑫については、有限会社Pの事業主は、「当時の資料は残っていないが、申立人の勤務に記憶はある。しかし、当社は会社設立以来、社会保険には加入していない。したがって、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、オンライン検索において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、オンライン記録において申立期間⑫の記録が確認できない。

- 13 申立期間⑬については、W地方法務局X出張所からの情報提供により、申立人が勤務したと主張する有限会社Rと事業主名が同一で所在地がほぼ同一の類似の名称の法人「有限会社RのY部」が把握できたが、同法人の商業登記簿謄本に記載のある事業所所在地及び代表取締役の住所宛に照会するも宛先不明で返送され、回答を得ることができない。

また、オンライン検索において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立ての事実について同僚照会をすることができない。

- 14 申立期間⑭については、株式会社Sの事業主は、「申立人の勤務に記憶はあるが、申立期間当時は従業員を社会保険に加入させていなかった。したがって、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人が記憶している同僚6人は、いずれも当該事業所における被保険者記録は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番も無い。

- 15 全ての申立期間について、申立人が各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無い上、全ての申立期間に係る雇用保険被保険者記録が無い。

なお、Z市からは、「(申立人は)昭和51年10月2日から平成15年7月29日までは国民健康保険の被保険者である。」との回答があった。

- 16 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 17 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年8月1日まで

私は、昭和25年11月から29年5月末までA社に勤務した。それまで、実家で農業の手伝いをしていた。25年10月にB業務をして、11月から勤め始めたのを良く覚えている。しかし、厚生年金保険の記録は翌年の8月からになっていて9か月ほど違っている。

当時の給料は3,000円くらいで、その中から保険料として200円くらい控除されていたように記憶している。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に退職をした元同僚の供述から、申立人は、申立期間について期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の同僚は、「申立人に記憶はあるが、勤務期間や部署については不明である。当時は試用期間が3か月あった。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の年金手帳の払出日は、昭和26年8月1日と記録されており、A社の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、C社（A社の承継企業）は、「当時の資料が無いので、申立人が勤務していたかどうかは、不明である。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人のA社

に係る資格取得日及び資格喪失日等の記録が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記入されている申立人の同記録と一致する上、同名簿には、健康保険証番号1番から申立人の*番まで連番で付番され、欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から33年5月1日までのうち、
約3年間

年金事務所の調査により、A株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の被保険者記録が昭和30年5月の1か月だけ見つかったが、自分がC地にあったD店でE業務に従事していた期間は約3年間であったので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している写真には、申立人と同僚5人の名前の記載があり、これら同僚の氏名がA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるが、同名簿を確認したところ、申立人及び同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している。

また、上記同僚5人のうち、二人は被保険者期間が2か月以下と短期間であり、そのうち、一人は、「D店には1年あまり勤務したが、社会保険加入の有無については記憶が無い。」と供述しているほか、この同僚のA株式会社における資格取得日及び資格喪失日は申立人の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

さらに、事業所名検索をしたところ、申立人の記憶とおおむね一致する所在地に「F店」という事業所が確認できたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年7月1日である。

加えて、B株式会社は、申立人に係る人事記録等の資料を保管していないため、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたかについては不明としている。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。